



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 秋田労働局

Press Release

平成24年11月14日

【照会先】

秋田労働局職業安定部職業対策課

課長 成田 英彰

障害者雇用担当官 藤田 幸紀

電話番号 018-883-0010

報道関係 各位

民間企業の実雇用率は1.56%

～身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況～

障害者の雇用の促進等に関する法律は、1人以上の障害者を雇用することを義務付けている事業主等から、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況について報告を求めており、今般、平成24年6月1日現在における県内企業分の集計結果をとりまとめた。

1 民間企業の実雇用率

(1) 概況

- 法定雇用率1.8%が適用される民間企業（56人以上規模の企業）における実雇用率は、前年より0.03ポイント上回り1.56%となった。
- 雇用されている障害者数（注）は1,554人で、前年に比較し3.9%（59人）上回った。
- 法定雇用率達成企業数は298社と前年より9社増加した。雇用率達成企業割合は前年より0.5ポイント上回って51.3%となった。

（注）障害者数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、重度身体障害者及び重度知的障害者をダブルカウント、短時間勤務の身体障害者、知的障害者及び精神障害者は0.5カウントした人数である。

【第1表 障害者雇用状況】

① 秋田県

区分	企業数 (社)	常用労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成 企業 (社)	雇用率達成 企業割合 (%)
24年	581	99,314.0	1,554.0	1.56	298	51.3
23年	569	97,607.0	1,495.0	1.53	289	50.8

② 全国

区分	企業数 (社)	常用労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成 企業 (社)	雇用率達成 企業割合 (%)
24年	76,308	22,577,527.0	382,363.5	1.69	35,694	46.8
23年	75,313	22,260,915.5	366,199.0	1.65	34,102	45.3

法定雇用率とは

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた法定雇用率は次のとおりで、民間企業、国及び地方公共団体は、この法定雇用率に相当する人数以上の障害者を雇用することが義務付けられている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業

- 一般の民間企業・・・ 1 . 8%（56人以上規模の企業）
- 特殊法人等・・・ 2 . 1%（48人以上規模以上の特殊法人、独立行政法人等）

○ 国・地方公共団体

- 国、都道府県、市町村等・・・ 2 . 1%（48人以上規模の機関）
- 都道府県教育委員会、厚生労働大臣指定教育委員会・・・ 2 . 0%（50人以上規模の機関）

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 法定雇用率については、平成25年4月1日に改定することとしており、それぞれ、一般の民間企業：1.8%→2.0%、特殊法人等、国、地方公共団体：2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会：2.0%→2.2%となる。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

(2) 企業規模別の状況

○ 企業規模別に見ると、前年と比較した実雇用率は、100人～300人未満、500人～1,000人未満、1000人以上規模企業で上回り、56人～100人未満、300人～500人未満規模企業で下回った。

○ 法定雇用率達成企業の割合は、300人～500人未満、1,000人以上規模企業で上回ったが、56人～100人未満、100人～300人未満、500人～1,000人未満規模企業で下回った。

【第2表 規模別雇用状況】

上段：平成24年、下段：平成23年

企業規模	企業数 (社)	常用労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成企業数 (社)	雇用率達成企業割合 (%)	全国の実雇用率 (%)
56人～100人未満	267	19,598.0	217.0	1.11	119	44.6	1.39
	257	18,792.5	213.5	1.14	117	45.5	1.36
100人～300人未満	247	38,311.5	601.0	1.57	135	54.7	1.44
	246	37,860.5	573.5	1.51	135	54.9	1.40
300人～500人未満	45	15,764.0	263.5	1.67	30	66.7	1.63
	45	15,904.0	270.0	1.70	25	55.6	1.57
500人～1,000人未満	14	9,233.5	179.5	1.94	8	57.1	1.70
	13	8,669.0	163.0	1.88	8	61.5	1.65
1,000人以上	8	16,407.0	293.0	1.79	6	75.0	1.90
	8	16,381.0	275.0	1.68	4	50.0	1.84
24年	581	99,314.0	1,554.0	1.56	298	51.3	1.69
23年	569	97,607.0	1,495.0	1.53	289	50.8	1.65

(3) 産業別の状況

○ 産業別で法定雇用率1.8%を満たしている業種は、農・林・漁・鉱業、サービス業で、その他の業種は法定雇用率を下回っている。

○ 民間企業全体の法定雇用率達成企業の割合51.3%を上回っている業種は、農・林・漁業・鉱業、建設業、製造業、飲食店・宿泊業、医療・福祉業、サービス業、その他の産業で、その他の業種では下回っている。

【第3表 産業別雇用状況】

上段：平成24年、下段：平成23年

産 業		企業数 (社)	常用労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成企業数 (社)	雇用率達成企業割合 (%)	全国の実雇用率 (%)	
農・林・漁業・鉱業		7	581.5	19.0	3.27	5	71.4	1.66	
		7	564.0	21.0	3.72	5	71.4	1.68	
建 設 業		26	1,898.0	29.0	1.53	14	53.8	1.52	
		25	1,840.5	29.0	1.58	14	56.0	1.46	
製 造 業		176	27,449.5	465.0	1.69	101	57.4	1.81	
		181	27,862.5	467.5	1.68	100	55.2	1.77	
製 造 業 内 訳	食料品・たばこ	24	2,969.0	58.5	1.97	15	62.5	1.95	
		25	3,036.5	49.0	1.61	13	52.0	1.91	
	繊維・衣服	26	2,736.5	51.0	1.86	18	69.2	1.98	
		31	3,012.0	61.5	2.04	21	67.7	1.95	
	木材・家具	11	1,401.0	23.0	1.64	8	72.7	1.93	
		9	1,147.0	21.0	1.83	6	66.7	1.95	
	電気機械	21	4,004.5	50.0	1.25	9	42.9	1.88	
		25	4,907.5	68.0	1.39	14	56.0	1.86	
	その他機械	38	6,121.5	82.0	1.34	17	44.7	1.76	
		38	6,187.5	73.5	1.19	14	36.8	1.73	
	そ の 他	56	10,217.0	200.5	1.96	34	60.7	1.72	
		53	9,572.0	194.5	2.03	32	60.4	1.71	
	情 報 通 信 業		14	1,738.5	15.5	0.89	5	35.7	1.42
			14	1,741.0	16.5	0.95	6	42.9	1.39
運 輸 業 ・ 郵 便 業		27	2,838.0	48.0	1.69	12	44.4	1.74	
		27	2,868.0	57.5	2.00	13	48.1	1.69	
卸 売 ・ 小 売 業		86	18,737.5	267.0	1.42	33	38.4	1.48	
		80	18,239.5	256.0	1.40	29	36.3	1.41	
金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産 業		10	4,266.0	66.0	1.55	3	30.0	1.67	
		11	4,383.0	66.0	1.51	4	36.4	1.66	
飲 食 店 ・ 宿 泊 業		16	2,075.0	32.5	1.57	10	62.5	1.58	
		19	2,154.5	28.5	1.32	11	57.9	1.49	
医 療 ・ 福 祉		138	23,565.0	355.5	1.51	76	55.1	1.98	
		127	22,122.0	322.5	1.46	72	56.7	1.90	
複 合 サ ー ビ ス 事 業		15	4,655.5	66.5	1.43	5	33.3	1.59	
		16	4,698.0	73.0	1.55	10	62.5	1.79	
サ ー ビ ス 業		37	7,680.5	146.5	1.91	23	62.2	1.70	
		35	7,373.0	112.0	1.52	15	42.9	1.60	
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業		17	2,750.0	28.5	1.04	4	23.5	1.94	
		16	2,767.5	31.5	1.14	4	25.0	1.87	
そ の 他		12	1,079.0	15.0	1.39	7	58.3	1.44	
		11	993.5	14.0	1.41	6	54.5	1.51	
24年		581	99,314.0	1,554.0	1.56	298	51.3	1.69	
23年		569	97,607.0	1,495.0	1.53	289	50.8	1.65	

(4) 雇用率達成・未達成企業の状況

- 雇用率達成企業は298社で、前年に比較し9社増加、雇用障害者数は前年に比べ12.5%増加したが、労働者数も14.9%増加したため、実雇用率は0.05ポイント下回り2.22%となった。
- 雇用率未達成企業は283社と前年と比較し3社増加、雇用障害者数は前年に比べ22.2%下回り、雇用率も0.09ポイント下回って0.68%となった。

【第4表 雇用率達成企業の雇用状況】

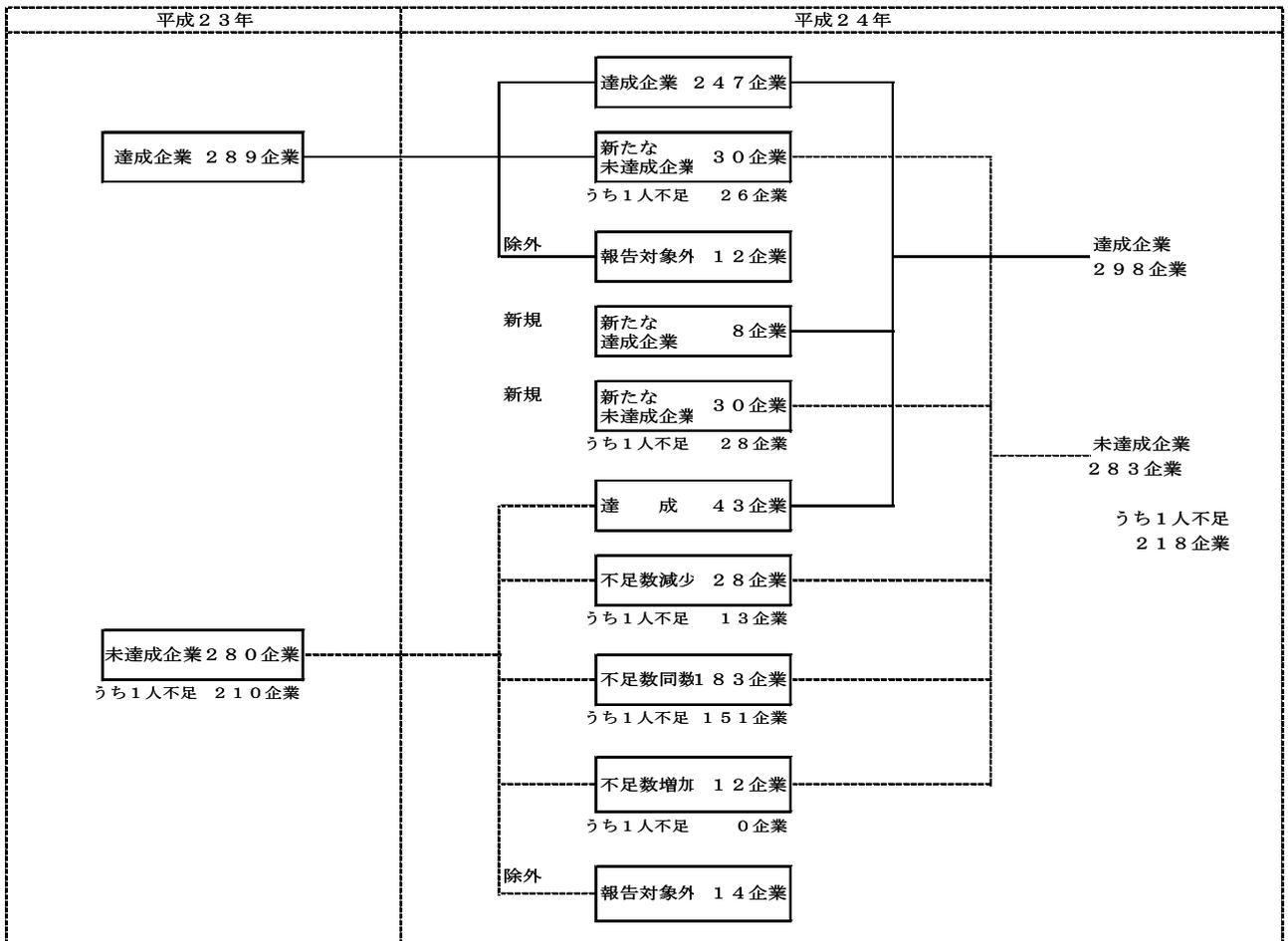
年度	企業数 (社)	常用労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)
24年	298	57,111.0	1,268.0	2.22
23年	289	49,690.0	1,127.5	2.27

【第5表 雇用率未達成企業の雇用状況】

年度	企業数 (社)	常用労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)
24年	283	42,203.0	286.0	0.68
23年	280	47,917.0	367.5	0.77

- 平成23年6月1日～本年6月1日の1年間に雇用率を達成した企業は43企業、新たに報告対象となった企業中8企業が雇用率を達成した。
- 同期間に雇用率が未達成となった企業は30企業、さらに、新たに報告対象となった企業中30企業が雇用率未達成となっている。
- 新たに38企業が報告対象となり、常用労働者が56人未満となったこと等により26企業が報告対象外となった。

【第6表 雇用率達成・未達成企業の内訳】



2 地方公共団体の障害者雇用状況

- 法定雇用率2.1%が適用される県・市町村等機関の実雇用率は2.17%と、前年に比較し0.12ポイント上回った。
- 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会の実雇用率は2.03%と、前年と比較し0.19ポイント上回った。

【第7表 地方公共団体の障害者雇用状況（秋田県）】

区 分	年度	機関数	対象職員数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)
県、市町村等 (2.1%適用機関)	24年	43	17,689.5	383.5	2.17
	23年	44	17,373.5	355.5	2.05
県教育委員会及び厚生労働 大臣が指定する教育委員会 (2.0%適用機関)	24年	2	8,540.0	173.0	2.03
	23年	2	8,694.5	160.0	1.84

- 法定雇用率2.1%が適用される全国の都道府県、市町村等の実雇用率は2.30%で前年に比較し、0.03ポイント上回った。
- 法定雇用率2.0%が適用される全国の教育委員会の実雇用率は1.88%で、前年に比較し0.11ポイント上回った。

【第8表 地方公共団体の障害者雇用状況（全国）】

区 分	年度	対象職員数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)
都道府県、市町村等 (2.1%適用機関)	24年	1,376,668.5	31,611.5	2.30
	23年	1,376,037.5	31,168.0	2.27
都道府県教育委員会及び厚生 労働大臣が指定する教育委員 会 (2.0%適用機関)	24年	673,631.0	12,677.5	1.88
	23年	686,659.5	12,154.0	1.77

3 公的機関の各機関の状況

平成17年の法改正に係る国会審議における附帯決議を踏まえ、個別の機関ごとの在職状況を公表することとした。【第9表参照】

【第9表 県・市町村等の各機関別状況】

○県・市町村等(2.1%適用機関)

	① 法定雇用障害者の 基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
県・市町村等の機関合計	17,689.5	383.5	2.17	3.5	
秋田県知事部局	3,691.5	82.0	2.22	0.0	
秋田県警察	395.0	8.5	2.15	0.0	
市町村関係機関合計	13,603.0	293.0	2.15	3.5	
市町村部局の合計	11,406.5	248.0	2.17	3.5	
秋田市	2,882.5	64.0	2.22	0.0	特例認定あり(注4①)
能代市	554.0	12.0	2.17	0.0	
横手市	1,252.0	28.5	2.28	0.0	
大館市	1,173.0	23.0	1.96	1.0	特例認定あり(注4②、注5①)
男鹿市	324.0	7.0	2.16	0.0	
湯沢市	560.0	13.0	2.32	0.0	特例認定あり(注4③)
鹿角市	272.0	5.0	1.84	0.0	
由利本荘市	710.5	16.0	2.25	0.0	
潟上市	278.0	2.5	0.90	2.5	特例認定あり(注4④)
大仙市	888.5	20.0	2.25	0.0	
北秋田市	423.0	8.0	1.89	0.0	
にかほ市	186.0	3.0	1.61	0.0	
仙北市	590.0	14.0	2.37	0.0	特例認定あり(注4⑤)
小坂町	74.0	1.0	1.35	0.0	
藤里町	59.5	1.0	1.68	0.0	
三種町	170.0	7.0	4.12	0.0	
八峰町	124.0	3.0	2.42	0.0	
五城目町	124.0	4.0	3.23	0.0	
八郎潟町	71.0	1.0	1.41	0.0	
井川町	69.0	2.0	2.90	0.0	
美郷町	335.5	8.0	2.38	0.0	特例認定あり(注4⑥)
羽後町	164.0	3.0	1.83	0.0	
東成瀬村	64.0	1.0	1.56	0.0	
上小阿仁町	58.0	1.0	1.72	0.0	
市町教育委員会の合計	1,026.0	22.0	2.14	0.0	
横手市教育委員会	305.0	7.0	2.30	0.0	
男鹿市教育委員会	87.5	1.0	1.14	0.0	
鹿角市教育委員会	76.0	1.0	1.32	0.0	
由利本荘市教育委員会	166.0	5.0	3.01	0.0	
大仙市教育委員会	200.5	5.0	2.49	0.0	
北秋田市教育委員会	129.0	2.0	1.55	0.0	
にかほ市教育委員会	62.0	1.0	1.61	0.0	
公営企業等の合計	861.5	17.0	1.97	0.0	
男鹿みなと市民病院	111.0	2.0	1.80	0.0	
市立角館総合病院	143.5	4.0	2.79	0.0	
仙北市立田沢湖病院	56.0	1.0	1.79	0.0	
市立横手病院	295.0	6.0	2.03	0.0	
市立大森病院	133.0	2.0	1.50	0.0	
羽後町立羽後病院	123.0	2.0	1.63	0.0	
一部事務組合の合計	309.0	6.0	1.94	0.0	
本荘由利広域市町村圏組合	86.0	1.0	1.16	0.0	
能代山本広域市町村圏組合	55.0	2.0	3.64	0.0	
大曲仙北広域市町村圏組合	80.0	1.0	1.25	0.0	
大仙美郷介護福祉組合	88.0	2.0	2.27	0.0	

○都道府県教育委員会及び厚生労働大臣指定教育委員会(2.0%適用機関)

	① 法定雇用障害者の 基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
機関合計	8,540.0	173.0	2.03	0.0	
秋田県教育委員会	8,400.0	168.0	2.00	0.0	
能代市教育委員会	140.0	5.0	3.57	0.0	

○地方独立行政法人(2.1%適用機関)

	① 法定雇用障害者の 基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	
地方独立行政法人 合計	2,518.0	52.0	2.07	0.0	
公立大学法人 秋田県立大学	292.5	6.0	2.05	0.0	
公立大学法人 国際教養大学	78.0	2.0	2.56	0.0	
国立大学法人 秋田大学	1,597.5	33.0	2.07	0.0	
独立行政法人 秋田県立病院機構	435.0	9.0	2.07	0.0	
独立行政法人 秋田県立療育機構	115.0	2.0	1.74	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数とは、職員数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数及び知的障害者数の計であり、重度障害者（短時間勤務職員以外の身体障害者及び知的障害者）については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。

3 ③欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は特例認定を受けている。

特例認定とは、市町村長部局と当該市町村のその他機関の申請に基づき、秋田労働局長の認定を受けた場合に、当該市町村のその他機関に勤務する職員を当該市町村長部局に勤務する職員とみなすものである。

① 秋田市は、市立秋田総合病院・秋田市教育委員会・秋田市上下水道局との特例認定を受けている。

② 大館市は、大館市教育委員会、大館市立総合病院との特例認定を受けている。

③ 湯沢市は、湯沢市教育委員会との特例認定を受けている。

④ 潟上市は、潟上市教育委員会との特例認定を受けている。

⑤ 仙北市は、仙北市教育委員会との特例認定を受けている。

⑥ 美郷町は、美郷町教育委員会との特例認定を受けている。

5① 大館市においては、10月1日現在において、障害者の数24.0人、実雇用率2.08%、不足数0.0人となっている。

1 民間企業の障害者雇用状況の推移

(参 考)

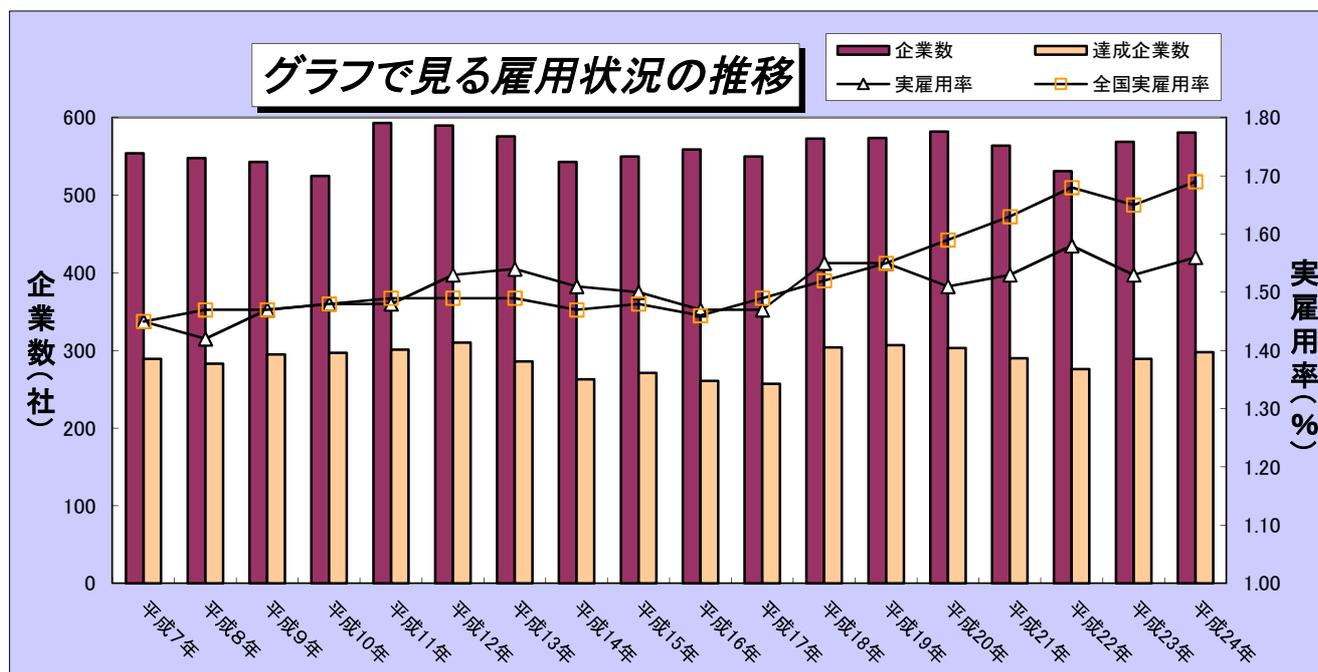
(各年6月1日現在)

年 度	企業数 (社)	常用労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	達 成 企業数 (社)	達 成 企業割合 (%)	全国の雇用状況	
							全国障害者数 (人)	全国実雇用率 (%)
平成7年	554	88,978	1,287	1.45	289	52.2	247,077	1.45
平成8年	548	88,676	1,257	1.42	283	51.6	247,982	1.47
平成9年	543	88,949	1,311	1.47	295	54.3	250,030	1.47
平成10年	525	90,160	1,335	1.48	297	56.6	251,443	1.48
平成11年	593	94,665	1,397	1.48	301	50.8	254,562	1.49
平成12年	590	93,302	1,426	1.53	310	52.5	252,836	1.49
平成13年	576	91,775	1,416	1.54	286	49.7	252,870	1.49
平成14年	543	83,855	1,264	1.51	263	48.4	246,284	1.47
平成15年	550	83,507	1,255	1.50	271	49.3	247,093	1.48
平成16年	559	86,877	1,281	1.47	261	46.7	257,939	1.46
平成17年	550	86,738	1,273	1.47	257	46.7	269,066	1.49
平成18年	573	90,617	1,401	1.55	304	53.1	283,751	1.52
平成19年	574	91,916	1,422.0	1.55	307	53.5	302,716.0	1.55
平成20年	582	92,157	1,391.0	1.51	303	52.1	325,603.0	1.59
平成21年	564	88,342	1,354.5	1.53	290	51.4	332,811.5	1.63
平成22年	531	86,899	1,375.5	1.58	276	52.0	342,973.5	1.68
平成23年	569	97,607.0	1,495.0	1.53	289	50.8	366,199.0	1.65
平成24年	581	99,314.0	1,554.0	1.56	298	51.3	382,363.5	1.69

(注) 1 障害者数とは、次に掲げる者の合計。

- 平成 5年～ → 身体障害者（重度障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年～ → 精神障害者（1カウント）、精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）
- 平成23年～ → 重度以外の身体障害者、知的障害者で短時間労働者（0.5カウント）

2 法定雇用率は、昭和62年まで1.5%、昭和63年から平成10年までは1.6%、平成11年から1.8%。

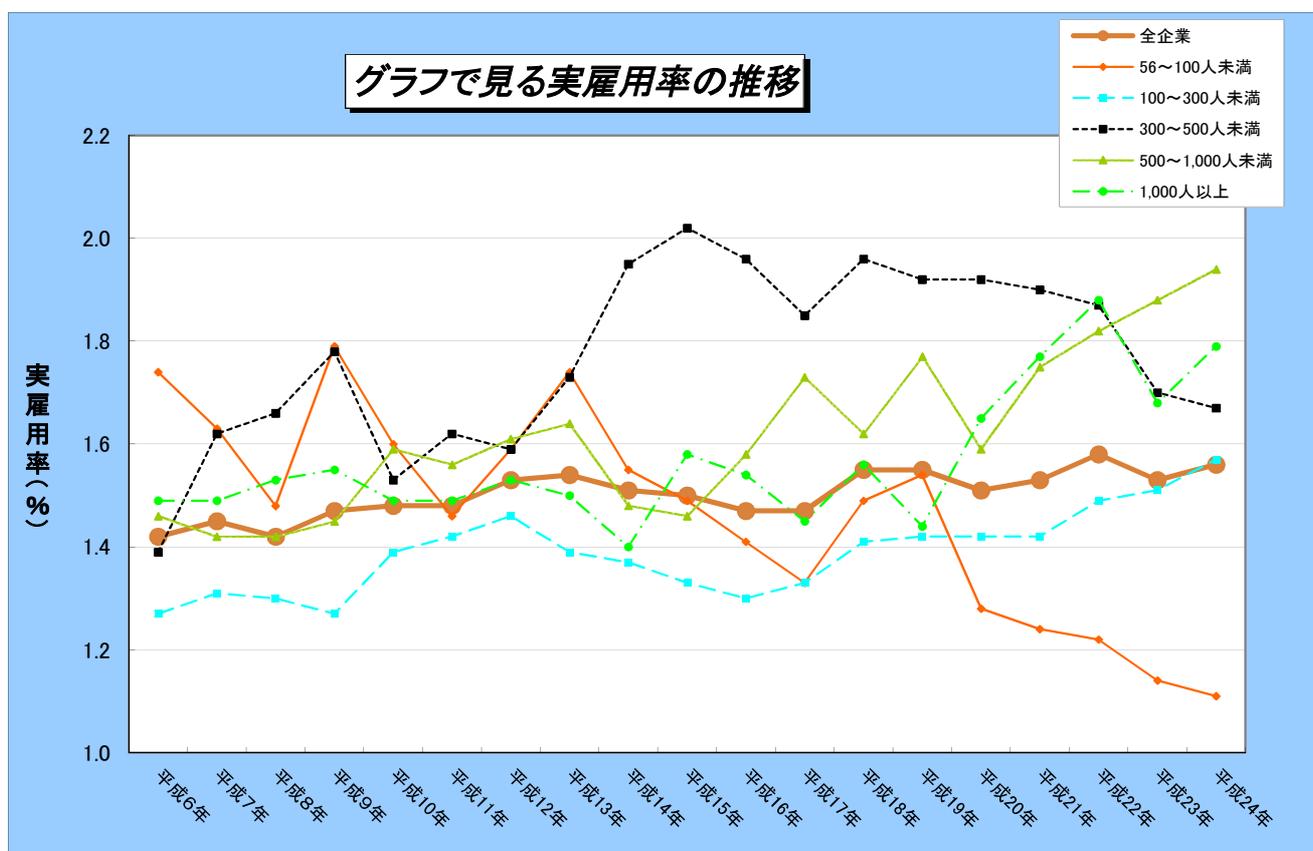


2 民間企業の規模別実雇用率の推移

(各年6月1日現在、単位：%)

年 度	全企業	56～100人未満	100～300人未満	300～500人未満	500～1,000人未満	1,000人以上
平成6年	1.42	1.74	1.27	1.39	1.46	1.49
平成7年	1.45	1.63	1.31	1.62	1.42	1.49
平成8年	1.42	1.48	1.30	1.66	1.42	1.53
平成9年	1.47	1.79	1.27	1.78	1.45	1.55
平成10年	1.48	1.60	1.39	1.53	1.59	1.49
平成11年	1.48	1.46	1.42	1.62	1.56	1.49
平成12年	1.53	1.59	1.46	1.59	1.61	1.53
平成13年	1.54	1.74	1.39	1.73	1.64	1.50
平成14年	1.51	1.55	1.37	1.95	1.48	1.40
平成15年	1.50	1.49	1.33	2.02	1.46	1.58
平成16年	1.47	1.41	1.30	1.96	1.58	1.54
平成17年	1.47	1.33	1.33	1.85	1.73	1.45
平成18年	1.55	1.49	1.41	1.96	1.62	1.56
平成19年	1.55	1.54	1.42	1.92	1.77	1.44
平成20年	1.51	1.28	1.42	1.92	1.59	1.65
平成21年	1.53	1.24	1.42	1.90	1.75	1.77
平成22年	1.58	1.22	1.49	1.87	1.82	1.88
平成23年	1.53	1.14	1.51	1.70	1.88	1.68
平成24年	1.56	1.11	1.57	1.67	1.94	1.79

(注) 平成10年までは「63～99人」、平成11年から「56～99人」。



3 除外率制度について

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。
(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

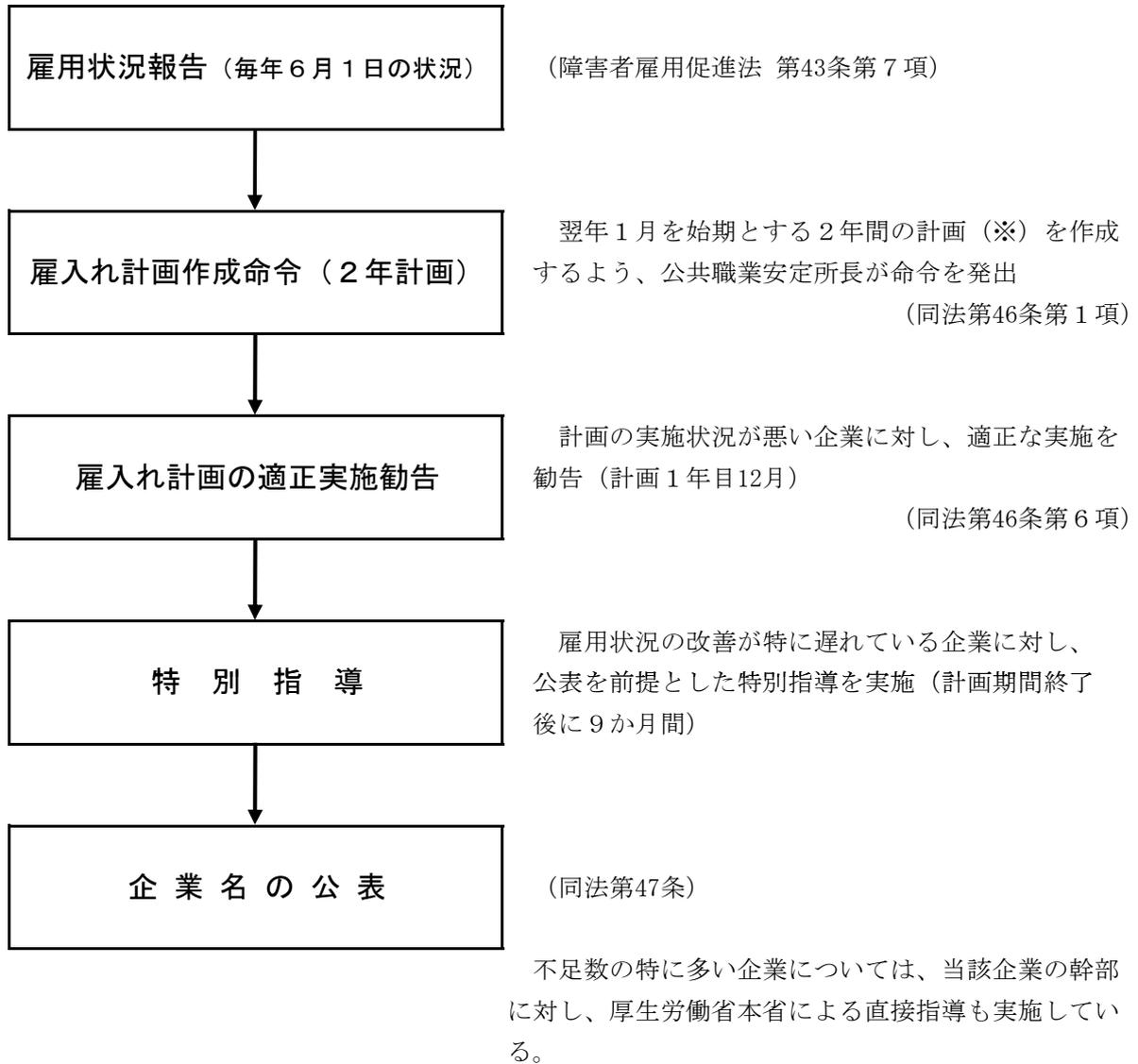
4 民間企業における除外率の改正状況

○ 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	→ 0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	→ 0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	→ 5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	→ 10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	→ 15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	→ 20%
・港湾運送業	35%	→ 25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	→ 30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	→ 35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	→ 40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	→ 45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	→ 50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	→ 55%
・幼稚園	70%	→ 60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	→ 80%

4 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。